

## 市立長浜病院職員を募集します（平成31年4月1日採用予定）

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
薬剤師	若干人	次のいずれにも該当する人 ○昭和58年4月2日以降に生まれた人 ○薬剤師法による薬剤師の免許を有する人(平成31年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○当直ができる人

■試験日 8月10日(金) ■申込受付期限 8月2日(木) 当日消印有効

■試験会場 市立長浜病院  
受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「薬剤師職受験申込書 請求」と朱書きし、返信用封筒[角型2号](120円切手を貼付して宛先、郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

### 問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会  
(市立長浜病院事務局総務課内)  
〒526-8580 大戌亥町313  
☎68-2324

## 市営住宅の入居者を募集します

☎建築住宅課(☎65-6533)

委員会の審査を経て公開抽選者を決定し、その後公開抽選により入居者を決定します。

### 【その他】

- 原則として代理人を通じての申込みはできません。
- 入居に際しては、連帯保証人※2人が必要です。(申込時には必要ありません)
- ※市内に居住し所得月額が10万4千円を越える人
- 家賃は入居者の収入月額により、それぞれ段階的に異なります。
- 入居時には敷金(家賃3か月分)が必要です。

### 【募集期間】

7月27日(金)～8月10日(金)  
8時30分～17時15分(土日を除く)  
※7月20日(金)から担当課、北部振興局および各支所で募集案内を配布します。

### 問合せ・申込先

建築住宅課(本庁舎2階) ☎65-6533

【申込要件】 次のすべての要件を満たす人

### 共通要件

- ①市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと
  - ②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと
  - ③現に同居し、または同居しようとする親族があること
  - ④現に住宅にお困りであること
  - ⑤申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること
- ※ただし一定条件を満たせば21万4千円以下(詳しくは担当課までお問い合わせください)

### 子育て支援向け住宅の要件

- 申込時点で中学校就学前の子を扶養し、現に同居、または同居を予定していること

【入居時期】 9月頃(予定)

### 【選考方法】

申込要件をすべて満たす人の中から、市営住宅運営

### ●一般入居向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	平成30年度家賃月額
柿ノ木団地第1号 (柿ノ木)	S54年度	簡易耐火構造 2階建	3K	55.47㎡	—	12,400円～18,400円
長田団地第4号 (長田町)	S63年度			64.92㎡	—	16,600円～24,700円

※入居できる期間は、入居可能日から最長10年間です。

### ●子育て支援向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	平成30年度家賃月額
常喜団地第1-3号 (常喜町)	H9年度	中層耐火構造 3階建	3LDK	68.90㎡	2	20,300円～30,200円
八幡中山団地第2-1号 (八幡中山町)	H13年度		2LDK	58.30㎡	1	20,700円～30,800円
東柳野団地第303号 (高月町東柳野)	H8年度			63.78㎡	3	18,100円～26,900円

※入居できる期間は、入居開始日から10年間、または一番小さい子が18歳に達した日以降の3月31日までのいずれか短い期間です。

7月22日(日)は

長浜市議会議員一般選挙の投票日です

☎選挙管理委員会(☎651-6503)

### 【投票時間】

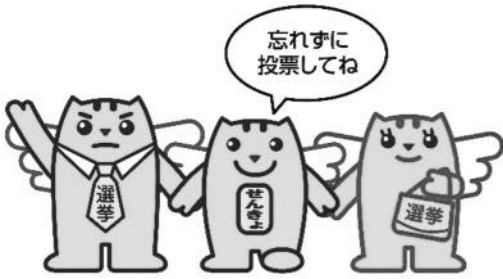
7時～20時

※一部時間を繰り上げる投票所もあります

○当日投票にいけない人は、期日前投票をしましょう  
入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。  
期日前投票をする時には、事前に記入してお持ちください。手続きが早く済みます。ぜひ活用ください。

### ○投票所変更のお知らせ

次の自治会の人は、投票所が前回(知事選)と異なります。入場券に印刷されている投票所を確認のうえ、間違えないようご注意ください。



### 【変更となる投票所】

対象自治会	変更後の投票所
南高田、東高田、地福寺、柳、三和	市役所本庁舎(多目的ルーム)
唐国、月ヶ瀬	月ヶ瀬多目的集会所
大寺、虎姫本町、田町、五村	とらひめ認定こども園(ばんだ組保育室)
柿ノ木、長田	長田町会館
古橋	古橋自治会事務所

## 街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

☎商工振興課(☎651-8766)

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業や商店街においてにぎわいを創る事業に必要な経費の一部を助成します。補助対象事業や対象者など詳しい内容については、担当課までお問い合わせください。

### 【募集期間】

7月17日(火)～26日(木)

### 【募集事業・補助内容】

- ① 伝統的街並み景観形成事業
  - A 商業観光推進ファサード整備事業(1/2・上限150万円)
  - B 伝統的町家ファサード整備事業(1/2・上限200万円)
  - C 伝統的町家再生活用等整備事業(1/2・上限500万円)
- ② にぎわいの街づくり推進事業  
商店街においてにぎわいを創るイベント等のソフト事業(1/2・上限50万円)

### 【対象区域】

A、Cは特定景観形成重点区域、長浜駅前通りおよび北国街道長浜駅前通り以南。  
Bは特定景観形成重点区域および北国街道長浜駅前通り以南。  
※(一)内は補助率、補助限度額  
※応募多数となった場合は、補助の対象とならないこともあります。

## 木や竹の適切な管理を行ってください

☎道路河川課(☎651-6531)

台風や降雪等で木や竹が倒れて、道路が通行止めになったり、枝が道路に張り出し、自動車や歩行者の通行の支障となります。また倒木により自動車や歩行者に損害が発生した場合、所有者が管理責任を問われることがあります。木や竹の所有者は枝の伐採を行うなど、適切な管理をしてください。

※緊急の場合は、道路管理者が通行の支障となる木や竹を所有者の了解なく伐採、枝払い等を行うことがあります。

### 【作業時の注意】

作業をする時には、通行車両および歩行者の安全確保と樹木やしごからの転落に十分注意してください。電線や電話線がある場所での作業は、危険を伴いますので、事前に最寄りの関西電力またはN.T.Tにご相談ください。

道路法および道路構造令では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m(歩道は2.5m)の範囲に通行の障害となるものを置いてはならないと規定されています。該当する場合は伐採してください。

